

## 申請書等へのマイナンバー（個人番号）の記入について

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、保育所・こども園・幼稚園の利用に関する申請書等の一部に、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となりました。マイナンバーを記入した申請書等の提出時には、申請者等のマイナンバーの「番号確認」と「身元確認」が義務付けられています。

制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記入、番号確認及び身元確認へのご協力をお願いします。

### ■マイナンバーの記入が必要な申請書等

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書 ※新規申請者のみ

※今後、必要な書類が変更される可能性があります。

### ■「番号確認」と「身元確認」に必要な書類

マイナンバーを記入した申請書等を提出する際には、提出先に次の（１）と（２）の書類を提示し、申請者等の「番号確認」と「身元確認」を受けてください。

#### （１）番号確認書類（次のいずれか１点）※代理人が提出する場合、コピーでも可

マイナンバーカード（個人番号カード）、マイナンバーの通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書等

★確認対象者（誰の書類が必要か）：保護者（申請者）

#### （２）身元確認書類（①のいずれか１点、または②のいずれか２点）

##### ①顔写真付き身元確認書類（いずれか１点）

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等

##### ②顔写真のない身元確認書類（いずれか２点）

公的医療保険（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険）の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

★確認対象者（誰の書類が必要か）：申請書等の提出者

※申請書等の提出者が保護者（申請者）以外の場合、申請書等の「委任欄」への記入が必要です。



▲マイナンバーカード  
（個人番号カード）